

建設事業の事業主の皆様へ

東日本大震災による被害の復旧を目的とする建設事業に関する労災保険の加
入手続きは、以下の取扱いもできます。

お問い合わせは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお願いいたします。

＜有期事業の一括（一括有期事業）とは＞

建設事業の労災保険は、原則、工事現場ごとに申告・納付の手続きが必要
となりますが、一定の要件（※）を満たしたすべての工事は、全体を一括し
一つの事業として取り扱い、労働保険料の納付の事務を行う事務所（例：本
社）で手続きを行うことができます。

（※）・請負金額1億9千万円未満、かつ、概算保険料160万円未満

・「労働保険料の納付の事務を行う事務所」の所在地を管轄する都道府県労働局の
管轄区域（隣接県等を含む）で行う工事

等

＜東日本大震災による被害の復旧を目的とする工事の特例＞

- 1 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域以外で行う工事であ
っても、既に成立している一括有期事業に含めて、申告・納付することができ
ます。

※一括有期事業開始届により、事業場（労働保険料の納付の事務を行う事務所）の所在地を管轄
する労働基準監督署長に工事内容を報告する必要があります。

※現在、一括有期事業の労災保険番号をお持ちでない事業主の方も、事業場（労働保険料の納付
の事務を行う事務所）の所在地を管轄する労働基準監督署で労災保険番号を取得していただ
ければ、同様に取り扱うこともできます。

- 2 工事開始時に請負金額が未定であっても、概算保険料額が160万円未満
であれば、一括有期事業として取り扱うことができます。

※後に、請負金額が1億9千万円以上となった場合でも、引き続き、一括有期事業として取り扱
うことができます。

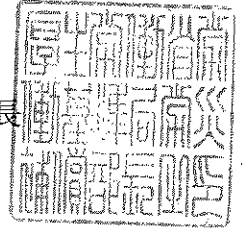
※概算保険料の算定は、見込みの賃金総額で行ってください。

※後に、請負金額が確定した場合は、労務費率による賃金で確定申告もできます。

基労発0411第3号
平成23年4月11日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長



東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする
事業に係る労災保険の適用について

今般の東日本大震災により被災された皆様に、心から御見舞い申し上げます。
また、平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする事業につきまして、本日、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を發出しておりますので、お知らせいたします。

基労発 0411 第 1 号
平成 23 年 4 月 11 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公印省略)

東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする
事業に係る労災保険の適用について

標記について、今般の東日本大震災により被害を受けた地域における災害復旧が目的であると認められる事業に限り、下記により労災保険を適用することとしたので、貴職から関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- 1 労働保険の適用事業の事業主が、地方自治体、主管行政庁、業界団体等からの依頼を受けて、東日本大震災による被害の復旧を目的として、当該事業主の指揮・命令により当該事業場が使用する労働者を被災地へ赴かせて行う事業（以下「災害復旧事業」という。）のうち、事業の種類が明らかに建設の事業であると認められるもの（以下「災害復旧建設事業」という。）については、これを有期事業として取り扱うこと。
- 2 災害復旧建設事業が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 7 条第 1 項に規定する有期事業の一括要件に該当する場合は、これを一括有期事業として取り扱うこととなる。また、有期事業の一括においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）第 6 条第 2 項第 4 号の規定により、それぞれの有期事業が、労働保険料の納付の事務を取り扱う一の事務所（以下「一括事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域等の中で行われることが要件となっているところである。
災害復旧建設事業に関しては、被災地の迅速な復旧が求められる状況下において、当該要件のために多数の災害復旧事業を単独有期事業として取り扱うこととなると、当該災害復旧事業の事業主にとっても多大な労働保険事務負担が生じる上、被災地を管轄する都道府県労働局においても平常時を大幅に上回る事務処理を行わなければならないなど、迅速な復旧を阻害するおそれがある。したがって、災害復旧建設事業については、当該事業主について、既に他の一括有期事業に係る保険関係が成立し

ている場合は、災害復旧建設事業の作業現場等に設置する事務所等（作業員宿舎も含む。）を既に成立している一括有期事業の一括事務所と同一とみなし、当該一括有期事業に含めることとして差し支えないこととする。

ただし、この場合にあっても、徴収則第6条第3項の規定による一括有期事業開始届（様式第3号）を、既に成立している一括有期事業の一括事務所を所管する労働基準監督署長に提出する必要があるので留意すること。

また、有期事業の一括に係る災害復旧建設事業の規模の判断に当たり、当該災害復旧建設事業に係る保険関係成立の時点において、請負金額が未定であるため、徴収則第6条第1項第2号の要件（以下「請負金額に係る要件」という。）に該当するか否かの判断が困難である場合は、徴収則第6条第1項第1号の要件（概算保険料額に係る要件）に該当することのみをもって、徴収法第7条第1項第3号の要件（一括有期事業の規模に係る要件）を満たすものとして差し支えないこと。

なお、この場合にあつては、後に請負金額が確定し、請負金額に係る要件を超えることと判明した場合であっても、昭和40年7月31日付け基発第901号通達の記の第1の2（3）ホにより、引き続き一括有期事業として取り扱うこと。

- 3 前記1の場合にあつて、災害復旧建設事業について、特に、保険関係成立の時点において、当該災害復旧建設事業に係る請負金額が未定である場合の概算保険料額の算定に当たっては、賃金総額の見込み額により算定すること。

なお、この場合において、後に請負金額が確定したことにより、確定保険料額の算定に当たって、徴収則第13条の規定（請負による建設の事業に係る賃金総額の特例）による方法への変更を事業主が希望した場合は、受理して差し支えないこと。

- 4 災害復旧事業の事業の種類が建設の事業以外の場合は、当該事業において既に成立している保険関係からの出張労働者として取り扱うこと。

なお、災害復旧事業に従事する者であっても、例えば交通費等の実費弁償分のみ支払われ、当該作業に係る労働の対償である賃金の支払いが行われていない等、実態として労働者として認められない場合については、これまでの取扱いと同様に労働保険制度の適用対象とならないので留意すること。

- 5 前記1の場合にあつて、労災保険率の適用に当たっては、従来どおり、主として達すべき目的及び場所的・時期的概念によって適用事業の単位を決定した上で、完成されるべき工作物又は主たる事業により事業の種類を決定すること。

なお、主たる作業内容が「がれきの撤去」である場合は、「3718 その他の各種建設事業」を適用すること。